

II. 収入に関する証明書類

収入に関する証明書類 フローチャート

収入に関する証明書類の提出が必要な人は、申込者と同一生計の家計支持者です。家計支持者については次のとおり取り扱います。

(家計支持者)

- ・ 父母二人の場合は二人とも
- ・ 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ・ 父母がいない場合は、代わって家計を支えている人

※申込者と父母（どちらか一方も含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、父母両方の収入に関する証明書類の提出が必要です。

※無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でも収入に関する証明書類を提出する必要があります。

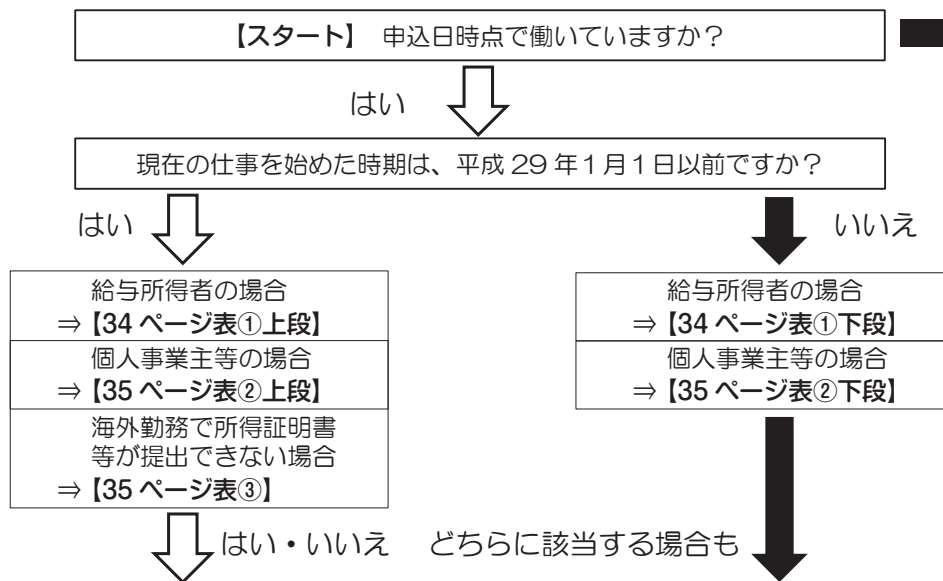
※父母がいる場合は、同一生計に父母以外に家計を支えている人がいても、その人の収入に関する証明書類は原則不要です。ただし、父母が低収入又は無収入で家計を維持できず、他の者の援助を受けている場合は、父又は母の収入に、援助金額を加算して計上することとなります。

それぞれの人がフローチャートを確認して、必要な証明書類をすべてそろえてください。
収入に関する証明書類の提出が必要な者については、34ページを参照してください。

★特別な事例の場合

- ・ 申込者本人が児童養護施設等に在籍している場合→36ページ表⑬
- ・ 申込者本人が里親に養育されている場合→【36ページ表⑭】

証明書類の詳しい説明は、「収入に関する証明書類の提出一覧」
(34ページ～36ページ)の表①～⑭をご覧ください。



併せて下記の収入がある場合は、**該当する証明書類をすべてご提出ください。**

- ※1 申込時点で受給している金額から年額を推算し、給与に合算してください。受給額が記載された証明書類が必要です。
- ※2 複数ある場合は、該当するすべての証明書類が必要です。
- ※3 申込時点で受給が終了している場合は、申告不要です。

傷病手当金 ⇒【35ページ表④】	年金 (遺族年金、障害年金等) ⇒【35ページ表⑥】	生活保護 ⇒【36ページ表⑦】
援助金、感謝料(養育費) ⇒【36ページ表⑧】	各種手当(児童扶養手当、児童手当等) ⇒【36ページ表⑨】	

【第一種奨学金希望者又は併用貸与希望者のうち、家計支持者の住民税の「所得割額」が0円の人が提出する書類】

(1) 提出対象者

平成29年度以降入学者の第一種奨学金希望者又は併用貸与希望者のうち、25ページの学力基準又は26ページの家計基準において「家計支持者の住民税の「所得割額」が0円であること」に該当する人については、そのことを示す証明書の提出を学校から指示されます。

(2) 提出する証明書（25ページ（注6）参照）

奨学金を申し込む時点で取得できる直近の年度の家計支持者の「所得証明書」等により、住民税の「所得割額」が0円であることを確認します。

- 取得できる直近の年度とは、平成29年度（平成28年1月～12月分）又は平成30年度（平成29年1月～12月分）となります。
- 家計支持者が父母二人の場合は、父母両方の住民税の「所得割額」が0円であることが必要です。
- 住民税とは、市区町村民税のことです。
- 「均等割額」は0円である必要はありません。

住民税の所得割額が0円であることを示す所得証明書（例）

平成29年度 特別区民税・都民税 所得証明書			
賦課期日現在の住所 氏名	東京都新宿区桜ヶ丘1-2-3 奨学 一郎		
平成28年中の所得等	区民税 所得割額	均等割額	区民税 2,000円 都民税 2,000円
総所得金額等	0円		
給与収入額	0円		
年金収入額	0円		
所得の種類	内訳	減免額	0円
種別	金額	年税額	¥300,000
控除等 非課税理由		証明書交付時の 欄番号（大学等）	
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 30年 4月30日 ○○○長 長之印			

証明書の「所得割額」の欄が空白（または「*」（アスタリスク）が記載）となっている場合は、0円の証明書として認められません。（注）

お住まいの区市役所・町村役場にお問い合わせのうえ、所定の手続きをとってください。
（注）課税のために必要な資料を提出していない場合、「所得割額」の欄が空白であったり、「*」が記載されます。

「均等割額」の欄は「0円」でなくても構いません。

「傷病手当金」、「雇用保険」、「年金（遺族年金、障害年金等）」、「生活保護」を受給していますか？

はい ↓

いいえ ↓

該当する証明書類をすべてご提出ください。

- ※1 申込時点で受給している金額から年額を推算し、給与に合算してください。受給額が記載された証明書が必要です。
- ※2 複数ある場合は、該当するすべての証明書類が必要です。
- ※3 申込時点で受給が終了している場合は、申告不要です。

傷病手当金

⇒ 【35 ページ表④】

雇用保険

⇒ 【35 ページ表⑤】

年金
（遺族年金、障害年金等）

⇒ 【35 ページ表⑥】

生活保護

⇒ 【36 ページ表⑦】

援助金、感謝料（養育費）

⇒ 【36 ページ表⑧】

各種手当（児童扶養手当、児童手当）

⇒ 【36 ページ表⑨】

現在の状況（無職・無収入）が始まったのは、平成28年1月1日以前ですか？

はい ↓

いいえ ↓

所得金額0円と記載のある「所得証明書（非課税証明書）」
⇒ 【36 ページ表⑪】

「収入に関する事情書」（様式は学校から受け取ってください。）
⇒ 【36 ページ表⑫】

※すべての家計支持者に一切の収入がない場合
⇒ 【36 ページ表⑩】

※すべての家計支持者に一切の収入がない場合
⇒ 【36 ページ表⑩】

〈対象者と必要書類一覧（例）〉

	状態	書類必要 (○)・不要 (×)	必要書類
例1	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額0円とある所得証明書 又は所得金額0円と記載のある非課税証明書
例2	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
例3	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：無収入 (専業主婦など)	○	所得金額0円とある所得証明書 又は所得金額0円と記載のある非課税証明書
例4	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：パート	○	源泉徴収票
例5 ※1人親の 場合	母又は父：会社員	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	祖父の収入に関する書類は不要。ただし父又は母のみの収入で家計を維持できず、祖父からの援助金がある場合は、援助の年額の証明が必要（本事例において祖父ではなく会社員の兄（姉）がいる場合は、祖父を兄（姉）と読み替えてください）。 ※援助の年額の証明は様式自由で援助者が作成し、書名・押印が必要
例6 ※家計 支持者が 3人以上	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	祖父の収入に関する書類は不要。ただし父及び母のみの収入で家計を維持できず、祖父からの援助金がある場合は、援助の年額の証明が必要（本事例において祖父ではなく会社員の兄（姉）がいる場合は、祖父を兄（姉）と読み替えてください）。 ※援助の年額の証明は様式自由で援助者が作成し、書名・押印が必要

(注) 無収入……機構では、祖父母からの援助金、感謝料等の非課税の援助金、障害・遺族年金、生活保護、児童扶養手当、児童手当等の公的手当を含む一切の援助を受けていない状態を無収入といっています。

〈収入に関する証明書類の提出一覧〉

32～33ページ「収入に関する証明書類 フローチャート」に応じて必要な証明書類とスカラネット入力に関する説明をまとめてあります。表の最後に記載している注意事項もよく読んでください。

- (注1)～(注8)は、36～37ページに記載していますので、併せてご覧ください。
- 収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てします。
- 複数の収入がある人は、それぞれ該当する証明書類を提出してください。

(例) パートをしていて、各種手当を受給している。→下表の①及び⑨の証明書類を提出

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
①給与を受けている	平成29年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態 源泉徴収票のコピー（勤務先から平成30年1月に交付） 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。 ※2か所以上から給与を得ている者 (注1) 参照 ※海外勤務者 (注3) 参照 39ページ「1 源泉徴収票を用いる場合」も、併せてご覧ください。	源泉徴収票 「支払金額」を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
	平成29年1月2日以降に就職・転職あり 年収見込証明書（新勤務先発行）あるいは新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー ※源泉徴収票は受付できません。 ※旧勤務先の証明書は必要ありません。 ※ (注2) 参照	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※給与明細のコピーを使用する場合は、左記必要書類の余白に計算式（下記）を、あらかじめ記入してください。その金額を入力します。 計算式 平均月収（非課税の交通費を除く）×15 平均月収（非課税の交通費を除く）×12 （ボーナスの出ないことが明らかな場合） 書類に計算式記入無しの場合は、×15で計算します。

学部生対象

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
②商店・農業等を営んでおり確定申告をしている	<p>平成29年1月1日以前から同じ業務形態</p> <p>税務署の受付印のある確定申告書（第一表と第二表）（控）のコピーあるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピー （平成30年2月～3月に申告したもの）（注3）参照</p> <p>※第一表だけでなく、必ず第二表も提出してください。</p> <p>※確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合の取扱い（注4）参照</p> <p>※確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合の取扱い（注5）参照</p> <p>※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いについて（注6）参照</p> <p>40ページ「2 所得税の確定申告書を用いる場合」も、併せてご覧ください。</p>	<p>「確定申告の控における収入・売上金額」欄、「確定申告の控における所得金額」欄へ、それぞれ入力します。</p> <p>※税務署の受付印がない場合（注4）参照</p> <p>スカラネット入力においては、確定申告書の金額を入力します。</p> <p>※給与収入が含まれている場合</p> <p>収入金額等の給与収入部分は、「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。詳しくは、41ページ「◆平成29年分確定申告書 Bの例」をご覧ください。</p>
③海外勤務のために源泉徴収票や確定申告書（控）が提出できない場合	<p>平成29年1月2日以降に開業・廃業等あり</p> <p>直近3か月以上の帳簿等のコピー</p> <p>※確定申告書は受付できません。</p> <p>※（注2）参照</p>	<p>年収及び所得を推算し、年収を「確定申告の控における収入・売上金額」欄、所得を「確定申告の控における所得金額」欄へ、それぞれ入力します。左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。</p> <p>※計算式の記入がないときは選考を受けられなくなります。</p>
④傷病手当金を受給中	<p>会社の給与支払明細書（平成29年1月～12月分）あるいは</p> <p>昨年一年間の年収証明書（勤務先から証明を受けてください。様式自由）</p> <p>※証明書の余白に「海外勤務」と記入してください。</p> <p>※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。</p>	<p>年額を推算し給与とみなします。</p> <p>「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。</p> <p>※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。給与も支給されている場合は、休職中の年収見込証明書又は給与明細のコピーも添付し、合算します。</p>
⑤雇用保険基本手当（失業保険）を受給中	<p>雇用保険受給資格者証のコピー （ハローワークより交付）</p>	<p>基本手当日額×所定給付日数から平成29年12月以前の受給額を差し引いた金額を給与とみなします。</p> <p>「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。</p> <p>※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。</p>
⑥年金を受給中（※遺族年金を含む）	<p>年金振込通知書のコピーあるいは年金額改定通知書のコピー （日本年金機構等より交付）</p>	<p>年額を給与とみなします。</p> <p>「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。</p>

学部生対象

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
⑦生活保護を受給中	生活保護決定（変更）通知書のコピー （住所地の市区町村福祉事務所より交付） ※（注7）参照	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。
⑧祖父母（又は親戚等）からの援助金や離婚後の養育費等	援助の年額の証明 （様式自由：援助者が作成し、署名・押印） ※（注8）参照	援助の年額を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
⑨各種手当（児童扶養手当、児童手当等）を受給中	通知書のコピー （住所地の市区町村より交付）	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。
⑩収入が無く、預貯金を切り崩して生活（父母ともに無職・無収入の場合）	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月分程度の記帳の部分）のコピー 及び収入に関する事情書（書式は学校から受けとってください） 及び所得金額0円と記載のある所得証明書あるいは所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）（37ページ囲み記事参照） ※年度途中の退職等により所得金額0円と記載のある証明書が発行されない場合は、所得証明書あるいは非課税証明書は不要です。	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑪平成28年1月1日以前から申込時点まで収入が無い（専業主婦・夫等）	所得金額0円と記載のある所得証明書あるいは所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）（37ページ囲み記事参照）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑫平成28年1月2日以降に退職し、その後無職・無収入（父母いずれか一方がこの状態になった場合）	収入に関する事情書（書式は学校から受けとってください）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑬申込者本人が施設在籍者	施設在籍証明書（施設長より発行）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑭里親による養育を受けている	児童（里親）委託証明書 （児童相談所より発行）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。

（注1）同一人で2か所以上から給与を得ているため、確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして税務署の受付印のある確定申告書（第一表・第二表）あるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピーを提出してください。その際は、確定申告書の収入金額等欄の給与額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。また、給与と各種手当を受けている場合も、合算金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。40ページ「**2** 所得税の確定申告書を用いる場合」も併せてご確認ください。

収入状態	スカラネット入力の説明
2か所以上から給与を受けている	確定申告書の収入金額等欄の「給与」の金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
給与（又は公的年金等）を受けており、かつ商店・農業等を営んでいる	確定申告書の収入金額欄の「給与」、「公的年金等」の合計金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力、それ以外の項目の合計金額を「確定申告の控における収入・売上金額」欄に入力、所得金額欄の「給与」、「公的年金」以外の項目の合計を「確定申告の控における所得金額」欄に入力します。

- (注2) 平成29年1月2日以降に家計の状況に変更(就職・転職等)があった場合、源泉徴収票あるいは確定申告書(控)では申込日現在の状況を証明できません。34～36ページの表に記載のとおり、書類を準備してください。
- (注3) 「市民税・県民税申告書(控)」は確定申告書(控)と同等の効力をもちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は所得の内訳の記載がないため**証明書類として認められません**。給与支払報告書も認められません。
- (注4) 確定申告書(控)に税務署の受付印が無い場合は、確定申告書(控)に市区町村発行の平成29年度(平成28年1月～12月分)又は平成30年度(平成29年1月～12月分)所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書(その2)のいずれかを添付し、2点を提出してください。なおこの場合は、確定申告書(控)と、市区町村発行の所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書(その2)の対象年度が異なっていても差し支えありません。
- (注5) 確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表を添付してください。
- (注6) 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書(控)を提出してください。「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」のみを提出しても不備となります。
- (注7) 生活保護受給(適用)証明書(金額の記載のないもの)は不可です。必ず保護受給額が記載された証明書を提出してください。
- (注8) 他に収入が無く援助金のみで生活している場合は、必要書類に加えて、所得金額0円と記載のある所得証明書あるいは所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー(下記囲み記事参照)(※)、及び収入に関する事情書(書式は学校から受けとってください)を提出してください。
- (※) 年度途中の退職等により所得金額0円と記載のある証明書が発行されない場合は不要です。

所得金額「0円」と記載のある「所得証明書」又は「(非)課税証明書」について

- ① 所得金額「0円」と記載のある「所得証明書」又は「(非)課税証明書」は、申込時点で取得できる直近の年の分を提出してください(平成30年度(平成29年1月～12月分)が発行されない時期に学校へ提出する場合は、平成29年度(平成28年1月～12月分)で可)。平成30年度の証明書は、市区町村役場によりますが、おおむね平成30年6月上旬以降の発行となります。
- ② 「所得証明書」等の名前は市区町村役場により異なりますが、所得金額「0円」と記載のある証明書を提出してください。
- ③ 合計所得金額が「0円」であったとしても、所得の内訳欄(「給与収入額」や「年金収入額」等)に金額の記載がある場合は、「0円」の証明書として使用することは出来ません。
- ④ 当該金額欄が「*」(アスタリスク)、「-」、「空白」又は「非課税証明のみ」等の「0円」と記載のない場合は、証明書として認められません。ただし、住所地の市区町村役場で所得金額「0円」と記載のある証明書が発行されない場合には、学校に申し出て「収入に関する事情書」を提出してください(書式は学校から受けとってください)。
- ⑤ 無収入のため確定申告をする必要が無い等の理由から、税の申告を行っていないために「所得証明書」を取得できない場合は、早急に市区町村役場に平成30年度「市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書」(控)を提出してください。収入や所得があることが判明した場合は、32～33ページのフローチャートにより改めて必要な書類を確認し、適切な書類を提出してください。

所得金額0円と記載のある所得証明書(例)

平成29年度 特別区民税・都民税 所得証明書			
賦課期日現在の住所		東京都新宿区桜ヶ丘1-2-3	
氏名		奨学 一郎	
平成28年中の所得等		発行番号 12345	
総所得金額等	0円	区民税 所得割額	区民税 均等割額
給与収入額	0円	減免額	0円
年金収入額	0円	年税額	¥300,000
所得内訳 種類 金額		証明書交付時の 納税者(非課税)	
税額 控除等			
非課税理由			

(注意) 一一線のある欄は証明しないことを示します。

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成30年4月30日 ○○○長 〇〇〇長之印

Ⅲ. 特別控除に関する証明書類

次の(1)～(5)に該当する場合で証明書類が提出できる場合（(1)は不要）は、特別控除を受けることができます。

該当する項目があれば、「スカラネット入力下書き用紙」13ページ「J-特記情報」欄に必要事項を記入してください。

（注）(3)～(5)についての控除額は、万円未満を切り上げて入力します。例：14,300円→2万円

(1) あなたの家族は、母子又は父子家庭である。

該当する場合は、在籍する学校で面談等により認定（事実確認）を受けてください。

(2) あなたの家族の中に障害のある人がいる。

該当する場合は、障害者手帳等のコピーを提出してください。

(3) 主に家計を支えている人（父及び母又はこれに代わって家計を支える人）が単身赴任等で別居している。

控除の対象となるのは、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費です。

該当する場合は、領収書のコピーを提出してください（単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可）。

「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は、控除の対象となりません。

別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

上記に掲げる項目以外（引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。

(4) あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人又は療養を必要とする人がいる。

該当する場合は、直近6か月分（長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分まで）の領収書のコピーを提出してください（長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可）。1年間の支出金額の計算式を添付してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者（所）
医師又は歯科医師への診療・治療費	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に支出している金額を証明できるもの（領収書等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等（医師） ・看護人（派出所） ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療又は療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る）		
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

*健康保険などによって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。

*光熱費、差額ベット代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。

*証明書は一切返却しません。後日原本が必要になるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。

*申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

(5) この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）。

該当する場合は、被害を受けたことの証明書（罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等））と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指します。支出の増加又は収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

(注) 保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので、注意してください。

IV. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」12ページ「Iーあなたの家族情報」の収入について記入例を図解しますので、参照のうえ正しく記入してください。

収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てします。

なお、退職金等一回限りの臨時的な収入は、含まれません。「スカラネット入力下書き用紙」に記入する際は、計上しないでください。

1 源泉徴収票を用いる場合

下図の源泉徴収票の例と、「スカラネット入力下書き用紙」（抜粋）により説明します。

(1) 必要な数字は「支払金額」

会社員やパート等、給与所得の場合に必要なとする数字は、源泉徴収票の「支払金額」（税込金額）です。

例：8,309,654円→830万円

(2) 「支払金額」の記入先

上記の例：830万円の記入先は、「スカラネット入力下書き用紙」12ページ「Iーあなたの家族情報」2-(e)-1) 給与所得の場合の「源泉徴収票等における支払金額」欄です。

(注) 複数の定期的な収入（給与と年金等）がある場合は、それらの収入に関する証明書類から税込金額の合計を算出し、2-(e)-1) に記入してください。

◆平成29年分源泉徴収票の例

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

東京都新宿区市谷本村町 99-9

マイナンバー(個人番号) 000001

氏名 ショウガク イチロウ
賞学 一郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与	8,309,654	6,278,688	3,072,448	320,600
控除対象配偶者の所得等				
控除対象親族の所得等				
確定申告者の所得等				
特別徴収の額				
その他				
合計	899,448	50,000	3,000	

(妻) 春子 (長男) 太郎 (二男) 次郎 (長女) 花子

平成 29 年 10 月 19 日

マイナンバー（個人番号）が記載された書類は、申込時点では提出しないでください。

◆「スカラネット入力下書き用紙」（抜粋）12ページ Iーあなたの家族情報

2. (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は、1）、2）別に）を記入してください。

1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 **830** 万円

2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 万円

所得金額 万円

大学院生は別紙2に記入のうえ、該当する提出書類とあわせて提出してください。

大学院生対象

Ⅱ. 収入に関する証明書類

本人及び配偶者（配偶者については定職収入がある場合のみ）の証明書類が必要です。

なお、生活費や授業料等の支払いに対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください。収入の合計金額を「〇」万円とする等、学費や生活費に不十分な額とはしないでください。

(1) 収入の種類と【用紙②】収入計算書及びスカラネットに記入・入力すべき内容

	対象者		該当する主な収入	記入すべき1年分の収入金額		注意事項
	本人	配偶者				
定職	○	○	勤務条件が常勤である場合の収入	給与所得者の場合、「平成29年分源泉徴収票」の「支払金額」 給与所得者以外（個人事業主等）は「平成29年分所得税の確定申告書（控）」の「所得金額」、又は「平成29年分市県民税申告書（控）」の「所得金額」		給与所得とは給与・賞与、専従者給与等を指します。
アルバイト	○	—	定職以外の収入	複数の支払い元がある場合は、収入の合計金額		宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間をスカラネットに入力してください。
父母等からの給付額	○	—	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの	自宅通学者	食費・住居費等金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額	日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
				自宅外通学者	金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額	父母からの仕送りによる、授業料・住居費・光熱費の支出等を指します。
奨学金	○	—	1年間に受けた全ての給付・貸与奨学金	1年間の奨学金の合計額（保証料を含む）		現在申込中のものは除きます。
その他の収入	○	—	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取り崩し額等	失業給付・児童扶養手当等の受給額、預貯金取り崩しの合計額		預貯金の取り崩しについては、（注1）を参照してください。

（注1）預貯金を取り崩して生活をしている場合は、「その他の収入」に取り崩した預貯金額を入力して下さい。

（注2）本人の日常生活を営むうえでかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母等からの給付額」欄に入力してください。

（注3）前年（平成29年）の収入金額に対して、本年（平成30年）の収入見込額に変動がある場合は、本年見込額も入力する必要があります。前年と変動がない場合は、本年見込額の記入・入力は不要です。

大学院生は別紙2に記入のうえ、該当する提出書類とあわせて提出してください。

大学院生対象

(2) 収入に関する必要な証明書類（証明書類はコピー可です。提出された証明書類は返却できません。）

「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入し、該当する証明書類を添付のうえ、学校に提出してください。

平成29年（1月～12月）の証明書類	定職収入がある場合	源泉徴収票（給与所得者） 所得税の確定申告書（控）（給与所得者以外） *確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書（その2）のいずれか一つの添付が必要。なお、確定申告書（控）と、市区町村発行の所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書（その2）の対象年度が異なっても差し支えない。 *確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表のいずれか一つの添付が必要。
	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書等
	父母等からの給付額	給付の年額の証明（「【用紙②】収入計算書」裏面：父母等が記入、自署・押印）
	奨学金を受けている場合	奨学生採用決定通知 奨学金受給額を証明する書類
	その他	雇用保険受給資格者証、各種手当の通知書、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月程度の記帳部分）のコピー等

上記以外に平成30年（1月～12月（見込み含む））の証明書類も併せて提出が必要な場合	平成29年（1月～12月）の収入から変動がある場合	直近3か月以上の給与明細・年収見込証明書（定職・アルバイト収入がある場合） 退職証明書 当該収入を証明できる書類（父母からの給付額・奨学金・その他の収入がある場合は、上記の平成29年の取扱いと同様）
--	---------------------------	---

(注)「収入計算書」について

- ・収入金額を推算する必要がある場合は、裏面の余白に計算式を記入してください。
- ・支出項目については、「日常生活費」「授業料（設備拡充費、実習費等は含まない授業料年額）」「通学費」「その他の費用」に分類し、それぞれ支出した金額を自己申告により記入してください（証明書類不要）。
- ・本年見込用について前年と変動がない場合、収入見込額欄及び支出見込額欄の記入は不要です。

Ⅲ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」12ページ「Iーあなたの所得情報」の記入について説明します。

「スカラネット入力下書き用紙」に収入状況（所得情報）を必ず記入のうえ、スカラネットに正しい情報を入力してください。

「スカラネット入力下書き用紙」

定職 アルバイト 父母等 奨学金（現在申込中のものは除く） その他の収入 配偶者の収入（定職収入のみ）	の6項目について、それぞれ算出してください。	ア 前年収入 （平成29年1月～12月の年間収入金額） イ 本年見込※ （平成30年1月～12月の収入予想金額） ※前年の収入金額に対して、変動が見込まれる場合に限り、入力してください。また、この場合も、前年の収入金額は必ず入力してください。
--	------------------------	---

【トビタテ第10期】(大学院生用)収入に関する報告

私は、平成31年度前期(第10期)官民協働海外留学支援制度に申請するにあたり、自身の収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。

大学名: _____ 研究科: _____ 課程・学年: _____
 学籍番号: _____ 本人氏名: _____ 印 _____

平成29年1月～12月の収入額			
収入項目	収入額(年額)	提出書類	
定職	定職(本人)	万円	・源泉徴収票(給与所得者) ・所得税の確定申告(控)(給与所得者以外)
	定職(配偶者) ※該当者のみ	万円	
アルバイト	アルバイト1	万円	・アルバイト先の源泉徴収票 ・給与支払い証明書 等 ※欄が足りない場合は、アルバイト1、2に記載した後、 残りの金額をまとめてアルバイト3欄にご記入ください。
	アルバイト2	万円	
	アルバイト3	万円	
父母等からの給付額	万円	給付年額の証明 (本紙下部、父母等記入、自署・押印)	
奨学金	万円	・奨学金採用決定通知 ・奨学金受給額を証明する書類	
その他	万円	必要に応じて提出してください	
合計額	万円	※提出書類の詳細は、別紙1 収入に関する証明書類を確認	

父母等からの給付額について

下記の者が、平成31年度前期(第10期)官民協働海外留学支援制度に申請するにあたり、申請者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

申請者氏名: _____

給付者氏名【自署・押印】: _____ 印 _____ 本人との関係(続柄): _____

父母等からの給付額について									
H29	日常生活費 (食費・住居費等)	授業料	通学費 (定期代等)	小遣い・ その他	H29	日常生活費 (食費・住居費等)	授業料	通学費 (定期代等)	小遣い・ その他
1月					8月				
2月					9月				
3月					10月				
4月					11月				
5月					12月				
6月					小計				
7月					合計				

(単位:円)
 ※月別に記入出来ない場合は、年額のみを小計欄・合計欄にご記入願います。